



## 函南駅前 町営駐車場（定期）使用者募集

申込み・問合せ先／管財課（979-8104）

### ○募集区画・所在地

142区画を予定  
（大竹182-3、大竹182-5、大竹190-15）

### ○使用料金

月額 町内者：5,000円 町外者：7,000円  
（町内者、町外者は住民票で判断）

### ○使用期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

### ○申し込みできる人

通勤・通学でJR函南駅を利用する人

### ○申込期間

平成28年 平成28年  
1月5日（火）～2月5日（金）  
（郵送可 当日消印有効）

### ○決定方法

公開抽選会で申込受付順に抽選、使用者と駐車区画を決定（本人以外の出席可）。欠席・遅刻の場合は代理抽選し、代理抽選後に来場した場合は再抽選できません。

### ○公開抽選会 日時

平成28年2月29日（月）13時30分  
函南町役場 2階大会議室

### ○必要書類

申請書（要認め印）、申請者の運転免許証の写し、車検証の写し  
※当選者は後日定期乗車券の写しを提出

### ○その他

現在使用している人も新たに申し込みが必要で  
す。町外者は台数制限があります。申請者は必ず  
使用者とします。（使用者の変更、車両を重複し  
ての申請は不可）。



## 町営住宅 入居者募集

申込み・問合せ先／管財課（979-8104）

### 冷川住宅（桑原1295-14）

函南駅より徒歩15分

・昭和47年～昭和48年築  
・間取り（1階：台所、浴室、  
トイレ、2階：6畳、4畳ま  
たは3畳）

▶家賃：8,500円～18,400円（収入により異なる）、  
▶共益費：1,000円



### ○申込資格者（①～⑦を満たす人）

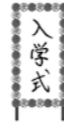
- ①同居する親族がいる（入居3か月以内の結婚予定可、60歳以上または障害者などは単身も可）
- ②申込者・同居者の過去1年間の所得金額（所得税法による算出）から控除を引き、12で割った額が158,000円以下。裁量世帯（身体障害者、入居者・同居者全員が60歳以上、中学生未満の同居者がいる世帯など）は214,000円以下
- ③住居に困窮していることが明らか
- ④町内在住者または在勤者
- ⑤町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がない
- ⑥連帯保証人がいる（函南町民で入居者同等の収入があり、町民税所得割額または固定資産税を納めている身元の確実な人）
- ⑦暴力団員でない

### ○申込用紙の配布と受付期間など

申込書と応募の詳細は管財課窓口で配布します。応募は1世帯につき1住宅です。応募者多数の場合抽選（平成28年1月22日（金）13時30分函南町役場 5階第1会議室）※照明、換気扇、湯沸器などは各自持ち込み。敷金（家賃3か月分）が必要です。詳細はお問い合わせください。

### ○申込み

平成28年1月5日（火）～平成28年1月15日（金）に、申込書と必要書類（住民票、所得証明書など）を添えて応募者本人が窓口へ提出してください。※郵送不可



## 平成28年度 小・中学校の新入学について

問合せ先／学校教育課（979-8121）

平成28年4月に小・中学校に入学予定のお子さんの保護者に1月中に教育委員会から「入学通知書」を送付します。

### ○対象

- 新小学1年生：  
（平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ）
- 新中学1年生：  
（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ）

### ○その他

該当年齢なのに「入学通知書が届かない」「入学通知書」の記載事項に変更（名前・住所・転出など）または、誤りがある場合はご連絡ください。



## 乳児教室 ぴよぴよクラブ

申込み・問合せ先／健康づくり課（978-7100）

### ○日時

平成28年1月20日、平成28年2月3日、  
平成28年2月17日、平成28年3月2日（全  
4回）の各水曜日、10時～11時30分

### ○場所

函南町保健福祉センター

### ○対象

町内在住の平成27年6月生まれ～平成27年  
9月生まれの第1子の子どもと母親（なるべく  
4日間参加できる人）

### ○募集人数

20人（締め切り後も定員になるまで募集）

### ○内容

保育士による遊びの紹介、栄養士によるおやつ  
づくり、おもちゃづくり、保健師の話など

### ○申込み

平成28年1月6日（水）～平成28年1月13  
日（水）に窓口か電話でお申し込みください。



## 絵本のリユース（再利用） に参加しませんか

問合せ先／図書館（979-8700）

家庭で読まなくなった絵本を  
図書館へお持ちください。



絵本は、読み終わったあとに売る、捨てるという  
単なる消費ものではなく、知識や面白さを世代を超  
えて伝えられます。その絵本を資源としてのリサイ  
クルではなく、知識や面白さを次世代の子どもたち  
に継承していくのが絵本のリユースです。

子どもが成長して読まなくなった絵本、置き場所  
に困った絵本、きれいで捨てるのにはもったいない  
絵本がありましたら図書館に譲ってください。

### ○対象の本

子ども向けの絵本

### ○利用方法

提供していただいた絵本は、町内の保育園、幼  
稚園、学校などに配布し、子どもたちがよりたく  
さんの本に出会い、本を読む楽しさ、ものを大切  
にする心を育てていただけるように活用します。

### ○対象外の本

- ・子ども向けの絵本以外の本（一般書、児童書、  
図鑑など）
- ・汚れや破損が著しい本
- ・その他図書館の判断により、配布できないと判  
断した本

### ○その他

- ・譲っていただける本に、住所や名前など個人を  
特定できる内容が書き込まれている場合は、消し  
てください。
- ・ご不明な点、詳細はお問い合わせください。